

ほくほく《遺産整理業務》は  
このような方におすすめいたします。

1

- 相続の手続きをしている時間がない
- 相続に関する手続きに不慣れ
- 相続人が遠方に居住している、相続人が多く取りまとめが大変

相続手続きは、限られた期間内に多くの公的書類を必要とします。たとえば、相続人に関する書類だけでも、「戸籍謄本」「住民票」「印鑑証明書」などがあります。預貯金の諸手続き、不動産や株式の名義変更、相続税の申告・納付などのさまざまな手続きも必要となります。

スケジュール調整や手続きの管理などを、働いている方やご高齢の方が行うのは、ご負担が大きいです。

※相続税の申告・納付手続きについては、相続人の皆さまが依頼をされた税理士が行います。  
ご希望がある場合には、税理士をご紹介します。

2

- 公正な第三者に関与してもらいたい

相続財産の確認・確定にあたって、第三者に関与してもらい、財産の明細や金額などを財産目録の形ではっきりとしておきたい。そうすることで、話し合いをスムーズに進めることができます。

3

- 遺産分割の方法、分割後の運用についてアドバイスがほしい

不動産の共有問題、二次相続への対応など、分割後の財産運用や有効活用に対して、北陸銀行または北海道銀行の専門のスタッフがトータルにアドバイスいたします。

※北陸銀行および北海道銀行が遺産分割についての相続人間の調整を行うものではありません。  
また、具体的な税務に関するアドバイスは税理士の業務となります。

本内容については、2024年3月末現在の情報をもとに北陸銀行が作成したのですが、法令等により内容が変更になる場合があります。詳しくはお近くの取扱店窓口(北陸銀行または北海道銀行)までお気軽にご相談ください。

# ほくほく 遺産整理業務



想いをしっかりと受けとめたい。

そんなお気持ちを私たちほくほくフィナンシャルグループがサポートさせていただきます。

- 本商品の契約者は株式会社北陸銀行です。
- 北海道銀行が取り扱う場合、北陸銀行の信託代理店としての取り扱いになります。  
信託代理店:株式会社北海道銀行(信託契約の締結の媒介)



# ご相続人の皆さまに代わり さまざまな手続きを代行いたします。

大切な方に相続が発生したとき、そのご家族の方々の精神的負担は、たいへん大きなものになります。

そのような場合でも、相続にともなうさまざまな届け出や手続きをしていかなければなりません。

遺産の確認から始まり、遺産の配分、相続税の申告、預貯金や不動産の名義変更等、普段は考えもしない複雑な手続きが必要なうえ、ご家族の今後を考え、それぞれのご事情を総合的に考慮する必要があります。

北陸銀行・北海道銀行は、相続にともなうさまざまな手続きについてご家族をフォローさせていただく「遺産整理業務」を通じて、あらゆるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



## 相続手続きに困った場合どうすればいいの？



そんなときは  
ほくほく「遺産整理業務」がお役にたちます！

### 主なご対応内容

- ▶ 相続財産の調査
- ▶ 相続財産目録の作成
- ▶ 遺産分割協議書作成のお手伝い
- ▶ 相続財産の換金や名義変更
- ▶ 相続財産の確定
- ▶ 法定相続人の確定 など

### 相続に関するこんなお悩みをよく聞きます

<p><b>手続き</b></p> <p>相続手続きって何から始めればいいのか？</p>	<p><b>必要書類</b></p> <p>相続手続きに必要な書類って何？</p>	<p><b>税金</b></p> <p>財産の評価額はどやうやって計算すればいいの？</p>
<p><b>不動産</b></p> <p>不動産の分割って？そもそもどやうやって名義を変えるの？</p>	<p><b>株式・債券</b></p> <p>株式・債券の相続手続きってどやうすればいいの？</p>	<p><b>時間がない</b></p> <p>忙しくて相続手続きをしている時間がない……。</p>

一言で「相続」といってもやることはたくさんあります。遺産の評価から始まり、相続人の方々の遺産分割協議、それにともなう不動産や有価証券、預貯金等の名義変更など、多岐にわたるため、相当のお手間とお時間がかかります。

### こんな方におすすめです

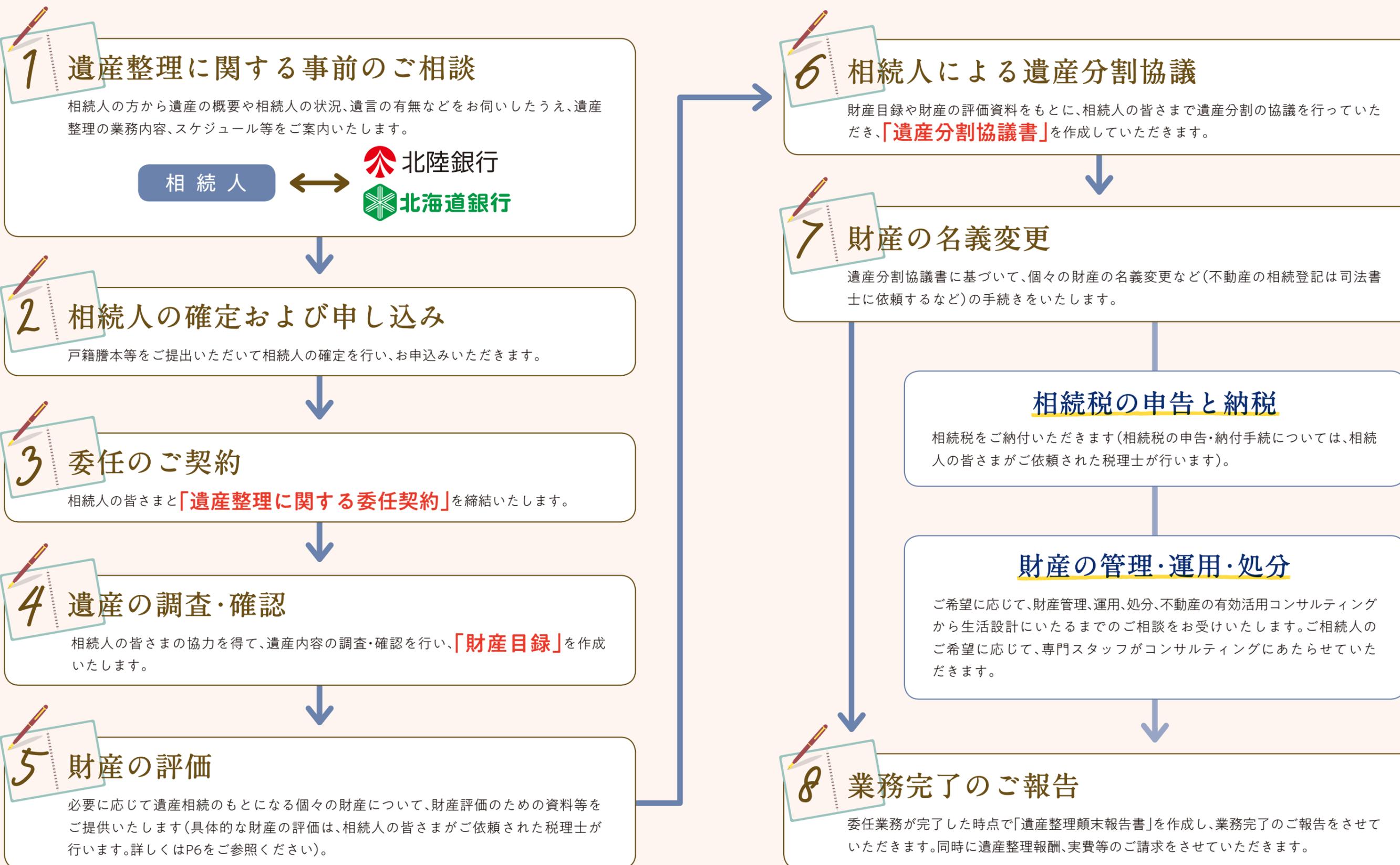
<p><b>遺産の内容が複雑な方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引している金融機関数が多くて煩雑。</li> <li>● 遺産に不動産や自社株が含まれている。 など</li> </ul>
<p><b>相続手続きをする時間がない方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事が忙しく、相続手続きを行う時間的余裕がない。</li> <li>● 多忙で(もしくは高齢で)、金融機関へ行くのが大変。 など</li> </ul>
<p><b>相続人が多い方、相続人が遠方に居住している方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相続人が多くて連絡を取るのが大変。</li> <li>● 相続人が遠方に居住している。 など</li> </ul>
<p><b>相続に関する手続きに不慣れな方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相続手続きは不慣れだからきちんとできるか不安。 など</li> </ul>
<p><b>遺産の分割方針が決まっていない方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺産分割の方法についてアドバイスがほしい。 など</li> </ul>



# ほくほく《遺産整理業務》の流れについて



「遺産整理業務」は、北陸銀行が相続人全員からの委任を受け、相続人に代わって財産目録の作成、名義変更の手続き、遺産の引き渡しなど、相続にともなうさまざまな手続きを代行します。



# ほくほく《遺産整理業務》の諸費用 について



## 遺産整理業務の規定報酬

遺産整理対象財産の相続税評価額に下記の率を乗じた額の合計額とします。ただし、最低報酬額は上記合計額に関わらず、下記のとおりといたします。

財産比例報酬	対象財産の相続税評価額に対する報酬料率(消費税込み)	
	1. 北陸銀行または北海道銀行が預かり、または受託している預金・信託、販売した投資信託等*、ならびにほくほくTT証券株式会社が保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等	0.33%
財産比例報酬	2. その他の財産	
	1億円以下の部分	1.54%
	1億円を超え3億円以下の部分	0.88%
	3億円を超え5億円以下の部分	0.55%
	5億円を超え10億円以下の部分	0.44%
	10億円を超える部分	0.33%
最低報酬額	1,100,000円(消費税込み)	

※ 対象商品は次のとおりです。

- 預金(外貨預金を含む)
  - 信託(すべての信託受益権を含む)
  - 北陸銀行または北海道銀行が販売した投資信託・公共債等、証券関連商品、年金保険(相続発生日現在で北陸銀行または北海道銀行が預かり、受託または契約が継続しているものに限る)
- 相続財産の価額は、相続開始時の積極財産の金額で相続税評価額とします。

### 規定報酬の計算例

下記計算例は北陸銀行、北海道銀行およびほくほくTT証券にお取引がないものとして計算しています。

- 相続財産が5,000万円の場合

$$5,000万円 \times 1.54\% = 770,000円 \rightarrow \langle \text{最低報酬額} 1,100,000円 \rangle$$

- 相続財産が1億円の場合

$$1億円 \times 1.54\% = 1,540,000円$$

実際の報酬額等につきましては、ご相談時に担当者にご確認ください。

### お引受範囲

- 北陸銀行または北海道銀行の営業店から遠距離、あるいは連絡や重要書類の受け渡しなどに支障をきたす可能性のあるお客さまの場合、責任ある手続きの遂行が困難になるため、お引き受けできない場合がございます。
- 北陸銀行および北海道銀行は、相続分について紛争の調停などを行うことはできません。現在、相続人さまの間で紛争状態にあるケースにつきましては、お引き受けいたしかねます。
- 相続財産の内容、その他の理由により北陸銀行または北海道銀行における手続きの遂行が困難である場合、お引き受けできない場合がございます。

## 次の諸費用は別途お客さまのご負担となります

### ご注意点

北陸銀行または北海道銀行の取次により、司法書士・税理士等の専門家へお客さまから手続きを依頼された場合、北陸銀行との契約にかかわらず当該手続きにかかる費用・報酬が必要となります。

- ① 不動産の相続登記に係る登録免許税および司法書士報酬などの費用  
(不動産の相続登記は司法書士へ取り次ぎます。)
- ② 戸籍謄本、固定資産評価証明書等の取り寄せに係る費用
- ③ 預貯金等残高証明書等発行手続きの費用

なお、専門家に係る費用・報酬は直接請求となります。

**下記業務は北陸銀行および北海道銀行ではお取扱いできません。**  
必要に応じて専門家にご相談ください (別途お客さまの費用負担となります)。

- 税務相談や税務申告(相続税申告等)に係る税理士業務  
(ご希望がある場合には、税理士をご紹介します。その際、お客さまからの直接のご依頼となります。なお、税理士報酬は担当税理士から直接請求があります。)
- 相続人間の法的紛争に係る調停などの弁護士業務 など  
(なお、遺産分割協議は相続人の皆さまに行っていただき、皆さま全員で合意のうえ、遺産分割協議書の作成を行っていただきます。北陸銀行および北海道銀行では、相続人間の調整は行いません。)